（北方領土隣接地域の市又は町の境界変更があった場合における財政力指数）

第四条　平成二十二年度以降の各年度における北方領土隣接地域の市又は町の境界変更により境界が変更された北方領土隣接地域の市又は町の当該境界変更の日の属する年度（以下本条中「当該年度」という。）からその翌々年度までの財政力指数は、年度の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

一　当該年度及び当該年度の翌年度　当該市又は町の当該年度の地方交付税法第十四条又は前条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の同法第十一条又は前条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値

二　当該年度の翌々年度　前号の数値及び当該市又は町の当該年度の翌年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の翌年度の同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの二分の一の数値

附　則

この省令は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第六十四号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

別表地方分権改革推進委員会事務局の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○内閣府告示第十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

別表地方分権改革推進委員会事務局の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○内閣府告示第十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の十一第三項及び第二十八条の四第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第五条の十一第二項及び第二十八条の四第二項の規定に基づき内閣総理大臣が指定する減価償却資産（平成二十一年内閣府告示第十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

前文中「第五条の十一第二項及び第二十八条の四第二項」を「第五条の十一第三項及び第二十八条の四第三項」に、「第十一条の二第一項の表の第一号及び第四十四条第一項の表の第一号」を「第十一条の二第一項及び第四十四条第一項」に改める。

○内閣府告示第十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第三十一項の規定に基づき、地方税法施行規則附則第六条第四十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

前文中「附則第六条第四十三項」を「附則第六条第三十一項」に改める。

○内閣府告示第十五号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中テレビジョン受信機の項を次のように改める。

テレビジョン受信機	1　年間消費電力量	
	2　区分名	
	3　受信機サイズ（1、2及び3については、産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。）	
	4　使用上の注意	

別表第二第八項（一）Bを次のように改める。

B．液晶テレビ及びプラズマテレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからニまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力、節電機能による低減消費電力及び電子番組表（以下「EPG」という。）取得時の消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千百十七・五時間から年間基準EPG取得動作時間を減じた数値の積による年間待機時の消費電力量を算出し、更にEPG取得時の消費電力と年間基準EPG取得動作時間の積による年間EPG取得時消費電力量を算出し、それらの和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセントとする。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

イ　動作時消費電力は、映像信号としてIEC62087 Ed.2.0に規定するIEC62087:2008 video content_DVD_60又はIEC62087:2008 video content_BDのブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が六十ヘルツ用の動画信号（以下「動画映像信号」という。）を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたものの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

ロ　待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ　節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

①　周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

②　節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ　EPG取得時の消費電力は、デジタル放送用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。